

2023年9月29日

各位

委託会社名 Global X Japan 株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 姜 昇浩
担当者の役職氏名 経営企画部 仁木 大介
(連絡先 03-5656-5274)

上場投資信託（ETF）の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託（ETF）の投資信託約款の変更を行うことを本日決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更内容および変更理由

ESG 投信に関する金融庁の監督指針の改正を受け、下記変更対象ファンドが ESG 投信であると誤認されることのないよう、ファンド名称を以下のとおり変更します。また、下記変更対象指数についても指数会社と協議の上、指数名称を以下のとおり変更します。なお、この信託約款変更は、運用方法を変更するものではありません。

(1) 対象銘柄

コード	変更前	変更後
2637	グローバルX クリーンテック ESG-日本株式 ETF	グローバルX クリーンテック-日本株式 ETF
2641	グローバルX グローバルリーダーズ ESG-日本株式 ETF	グローバルX グローバルリーダーズ-日本株式 ETF
2837	グローバルX 中小型リーダーズ ESG-日本株式 ETF	グローバルX 中小型リーダーズ-日本株式 ETF

(2) 対象指数

コード	変更前	変更後
2641	FactSet Japan Global Leaders ESG Index	FactSet Japan Global Leaders Index
2837	FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders ESG Index	FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index

2. 日程

2023年10月30日まで 金融庁へ届出
2023年10月31日 変更日

GLOBAL X

3. 変更に関する手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きまたは異議申立手続きは行いません。

投資信託約款の新旧対照表

グローバルX クリーンテック ESG-日本株式 ETF

変 更 後	現 行
ファンド名称 <u>グローバルX クリーンテック-日本株式 ETF</u>	ファンド名称 <u>グローバルX クリーンテック ESG-日本株式 ETF</u>

グローバルX グローバルリーダーズ ESG-日本株式 ETF

変 更 後	現 行
ファンド名称 <u>グローバルX グローバルリーダーズ-日本株式 ETF</u> (受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「 <u>FactSet Japan Global Leaders Index</u> 」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② (略)	ファンド名称 <u>グローバルX グローバルリーダーズ ESG-日本株式 ETF</u> (受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「 <u>FactSet Japan Global Leaders ESG Index</u> 」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② (略)

GLOBAL X

グローバルX 中小型リーダーズ ESG-日本株式 ETF

変更後	現行
<p>ファンド名称 <u>グローバルX 中小型リーダーズ-日本株式 ETF</u></p> <p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年12月3日の「<u>FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index</u>」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p>	<p>ファンド名称 <u>グローバルX 中小型リーダーズ ESG-日本株式 ETF</u></p> <p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年12月3日の「<u>FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders ESG Index</u>」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p>

以上